

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律 の進捗状況について

令和5年3月

経済産業省産業保安グループ

高圧ガス保安法等^(※)の一部を改正する法律の概要

公布 令和4年6月22日

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律

背景

- ✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展**、**保安人材の不足**、**電力の供給構造の変化**、**災害の激甚化・頻発化**、**気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

法案の概要

- ✓ (1) スマート保安[※]の促進、(2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、(3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の3つを柱に、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

(1) スマート保安の促進

- ✓ **「認定高度保安実施事業者制度」の創設**【高圧・ガス・電力】→P. 2

「テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者」を厳格に審査・認定し、安全の確保を前提に、その保安力に応じ、手続や検査の在り方を見直す。

- ・許可・事前届出を**事後届出・記録保存**△
- ・国等と事業者双方が行う検査を**事業者による検査**のみに
- ・常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化** 等

⇒ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる
異常予兆検知・運転最適化

(2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

- ✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し**【電力】→P. 3

小規模な太陽光・風力発電設備[※]を、「小規模事業用電気工作物」と位置付け、基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- ・設備の設置者の**基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- ・**技術基準維持義務、使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

＜太陽光パネルの崩落＞



＜風車の羽根の脱落＞



令和3年4月～12月
末までに報告された小
出力発電設備の事故
件数は**158件**。

- ✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化**【ガス】→P. 4

災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

(3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

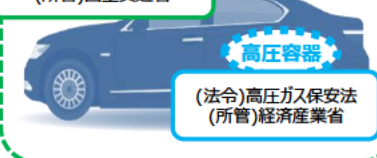
- ✓ **燃料電池自動車の規制の一元化**【高圧】→P. 5

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化（**高圧ガス保安法から適用除外**）。

- ✓ **「登録適合性確認機関」による確認制度の創設**【電力】→P. 6

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」（仮称））が**技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。

(法令)道路運送車両法
(所管)国土交通省



(法令)高圧ガス保安法
(所管)経済産業省

- テクノロジーの活用により保安レベルを持続的に向上させるため、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、**安全の確保を前提に、その保安確保能力に応じて手続・検査の在り方を見直す。**（「認定高度保安実施事業者制度」の創設）
- 制度を導入する3法律の整合性も確保しつつ、**具体的な認定要件等を整備し、令和5年12月頃に施行予定。**

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」の認定要件

①経営トップのコミットメント

代表者の責任・方針の明示、コンプライアンス体制の整備等

②高度なリスク管理体制

リスク評価とそれに基づく措置を実施する体制等

③テクノロジーの活用

IoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の先端技術の活用

④サイバーセキュリティなど 関連リスクへの対応

IoT等の保安業務への活用を前提としたサイバー攻撃対策

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対する新たな制度的措置

許可・届出等の手続の在り方

安全性や行政による事業者情報の把握の観点を踏まえつつ、**届出を不要として記録保存にしたり、許可を届出にするなど、手続を見直す。**

(例)

高圧ガス保安法：

設備の変更について、重要な変更は許可を維持しつつ、それ以外の変更は事後届出や記録保存へ。

ガス事業法：

保安規程の作成・変更やガス主任技術者の選解任について、国への届出を要しないものとし、記録保存に変更。

保安人員の配置の在り方

製造施設の区分毎の配置を基本としつつ、**遠隔監視システム等の導入を踏まえ、保安人員の柔軟な配置を許容する。**

検査（自主検査）の在り方

- ① 国等と事業者双方が実施している検査を、事業者による**自主検査のみ**とする。

(例)

電気事業法：

使用前・定期安全管理検査について、事業者による検査やその記録の保存は引き続き求めつつ、経済産業大臣又は登録安全管理審査機関による検査は不要とする。

- ② 検査結果を行政に対して届け出るのではなく、**検査結果の記録保存**に代えることとし、行政は、必要に応じ、**立入検査等により事業者による検査の状況を確認**する。
- ③ 検査の時期・周期/連続運転期間を柔軟化し、**定期的な検査から常時監視への移行**を円滑化。

※あわせて、サイバーセキュリティ対策を推進するため、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合に、国が独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に原因究明の調査を要請できることとする（情報処理の促進に関する法律の改正）。

太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し

- 小規模な再エネ発電設備（太陽光:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満）を、事業用電気工作物の新たな類型（「**小規模事業用電気工作物**」）として位置付け、事業者に以下の義務を課すこととした（令和5年3月20日施行）。
 - ①**電気工作物を技術基準に適合するように維持すること**
 - ②**設備の使用前に安全確認を行うこと**
 - ③**国に設備の基礎情報（設備所有者、設備の種類・所在地・保安管理担当者等）の届出を行うこと**

		保安規制				保安規制				
		＜事前規制＞ 安全な設備の設置を 担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等 への対応措置		＜事前規制＞ 安全な設備の設置を 担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等 への対応措置		
従来の区分 事業用電気工作物 一般用電気工作物	新たな区分 事業用電気工作物 一般用電気工作物	太陽電池 発電設備	2,000kW 以上	技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 保安規程の届出 工事計画 の届出 使用前 自主検査	使用前 自己確認	報告徴収 事故報告	立入検査	技術基準維持義務 電気主任技術者の選任 保安規程の届出 工事計画 の届出 使用前 自主検査 定期安全 管理検査	報告徴収 事故報告	立入検査
		50kW以上 2,000kW 未満								
		小規模事業用 電気工作物【新設】								
		10kW以上 50kW未満	技術基準の適合	維持義務 【新設】	基礎情報 届出	使用前 自己確認 【範囲拡大】	維持義務 【新設】	基礎情報 届出	使用前自己確認 【範囲拡大】	
		10kW未満								

ガス事業法における災害時連携計画の制度化

- 都市ガス分野では、ガス事業法第163条※¹(ガス事業者※²に対する連携・協力義務の規定)により、具体的には、国のガイドライン※³や一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき、適切に被災地域内外の連携を実施してきた。
- 電気事業法における災害時連携計画の規定も踏まえ、ガス事業法においても、**一般ガス導管事業者に対して、災害時連携計画(一般ガス導管事業者間の連携に係る計画)を作成する義務を課し、災害時の具体的な連携内容についての規定や、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告の規定を設けた。**
- **令和4年9月1日に施行し、同日付で一般ガス導管事業者193社が共同で災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出が行われた。**

※¹「ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」(ガス事業法第163条)

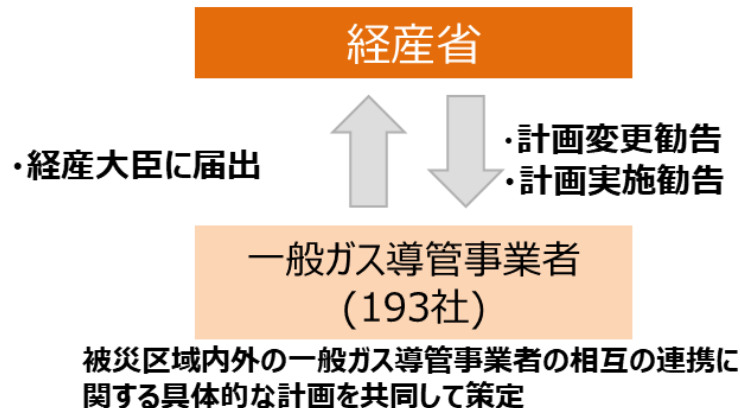
※²「ガス事業者」:「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」

※³「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」(経済産業省)

都市ガス分野

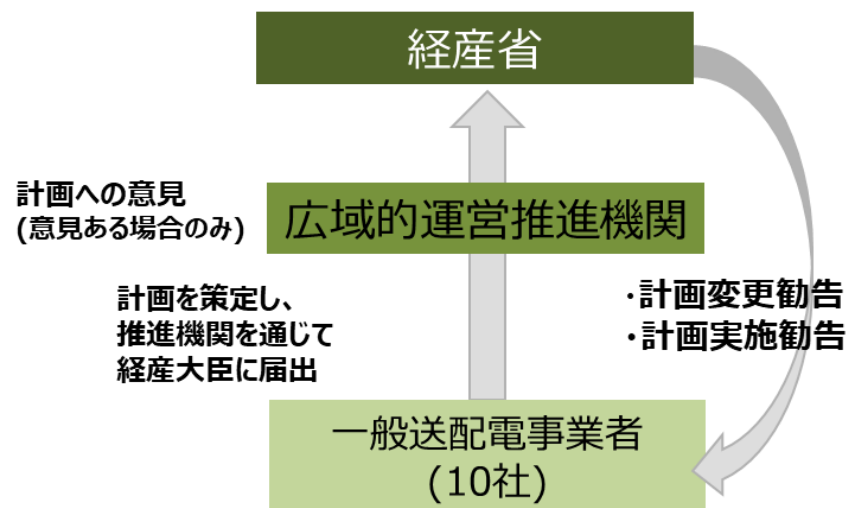
法改正によりガス事業法に規定を新設
(一般ガス導管事業者間の「災害時連携計画」の規定)

「災害時連携計画」の作成・届出の義務



電力分野

「災害時連携計画」の作成・届出の義務(電気事業法第33の2条)



燃料電池自動車の規制の一元化

- 燃料電池自動車については、現在、**車載された高圧ガス燃料装置（容器、配管等）内の高圧ガスには高圧ガス保安法（経済産業省所管）に基づく規制が適用される一方、車両全体には道路運送車両法（国土交通省所管）に基づく規制が適用されている。**
- その結果、一台の燃料電池自動車が上記二法によって規制されているため、事業者及びユーザーに**手続上の負担（※）**が生じている。
- このため、**安全確保を前提に、高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制を一元化することにより、保安規制面での燃料電池自動車の利用環境を整備する。**
- **「高圧法の適用除外対象となる自動車の種類と装置」や「車両法体系下で実施する容器検査相当の検査」等、一元化の具体的な内容を検討。令和5年12月頃に施行予定。**

【現行の規制のイメージ図】

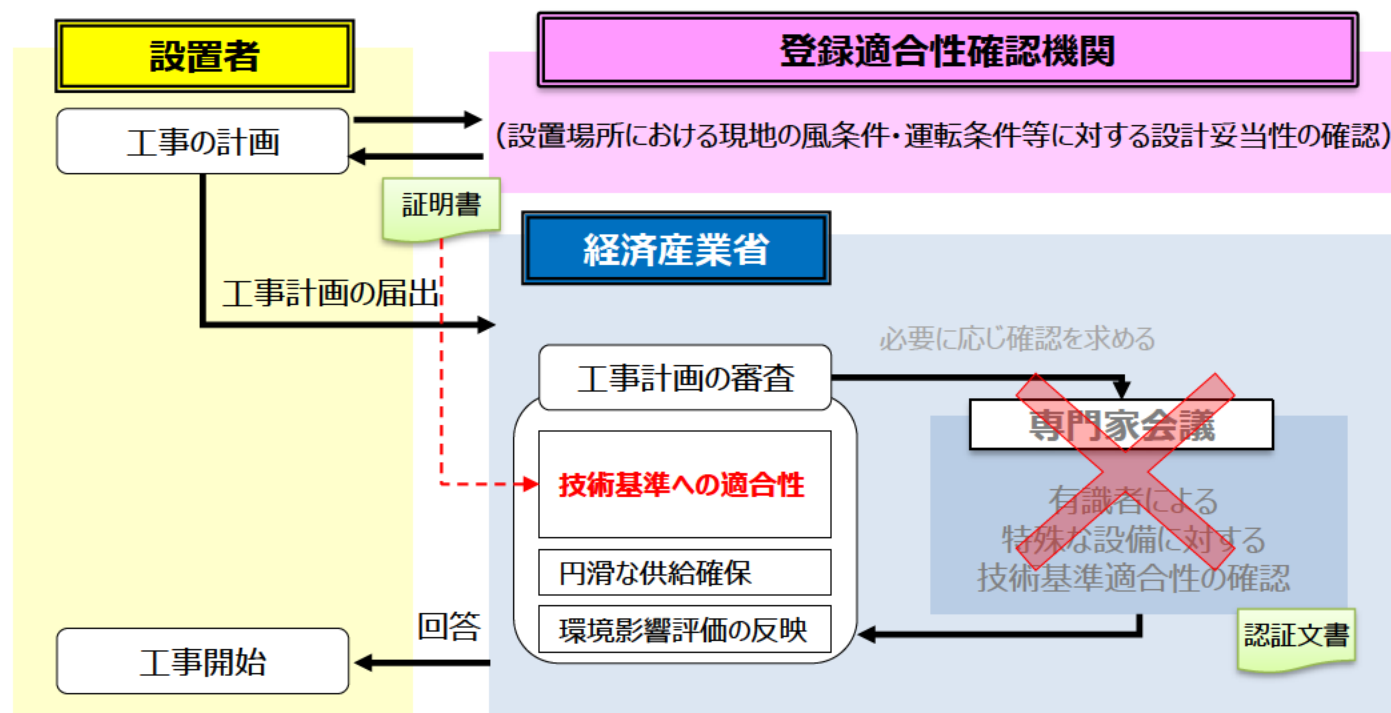


(※) 例えば、現在燃料電池自動車は、**道路運送車両法に基づく継続検査（いわゆる車検）と高圧ガス保安法に基づく容器再検査をそれぞれ受ける必要**がある。ユーザーが容器再検査を失念した結果、水素ステーションにおいて水素の充填を拒絶されるといった事案も生じている。

風力発電設備に係る登録適合性確認機関制度の概要

- 今般の電気事業法の改正により、専門的知見を有する事業者を「登録適合性確認機関」と位置づけ、電気工作物の設置者が経産省へ工事計画を届け出る前に、当該機関が技術基準への適合性を事前に確認する制度（登録適合性確認機関制度）を創設。
- 本制度の対象は、当面は風力発電設備に限定。登録適合性確認機関は、風力発電に特有の設備（ナセル、支持物、基礎等）に係る技術基準適合性を確認し、適合する場合にはその旨を記載した証明書を発行。

<風力発電設備の工事計画確認の流れ>



(参考) 施行スケジュール (まとめ)

● 令和4年

- 6月15日：成立（第208回通常国会）
- 6月22日：公布
- 9月1日：災害時連携計画（ガス事業法）施行

● 令和5年

- 3月20日（公布の日から9月以内に政令で定める日）：
 - 小規模事業用電気工作物及び登録適合性確認機関（電気事業法）施行
- 12月頃まで（公布の日から1年6月以内に政令で定める日）：
 - 認定高度保安実施事業者制度（高圧ガス保安法・ガス事業法・電気事業法）施行
 - 燃料電池自動車等の規制の一元化（高圧ガス保安法）施行
 - IPAに対する調査の要請（高圧ガス保安法・ガス事業法・電気事業法・情報処理の促進に関する法律）施行

● 令和8年

- 12月頃まで（認定高度保安実施事業者制度の施行から3年を経過した日）：
 - 高圧ガス保安法の現行認定制度の廃止
（廃止の日から3年6月の間は移行措置により既存の認定は有効）

審議会資料の誤りに対する再発防止策について

- 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」の法案審議において、法案を検討する上での前提となった審議会資料に誤りがあった※¹。これを受け、最終とりまとめ報告後の昨年5月27日に改めて審議会を開催したところ、誤りのあった資料の訂正内容を前提としても、これまでの審議会の結論に変わりがないことを御確認いただいた。
- 今回の事態を受け、産業保安グループとして、複層的な確認作業や人員体制の強化に加え、以下のとおり再発防止に取り組んでいく。

① デジタル化の推進

「保安ネット※²」の中に、政策判断の基礎的情報となる事故や法令違反等の情報・データ等が、可能な限り自動的に集約されるデータベースを構築する。そこから必要な情報・データを抽出し、抽出データを基に、自動的に作図する機能も具備されたシステムの構築を進め、作業過程で人為的ミスが生じないようにする※³。加えて、「保安ネット」については、その活用範囲を国の事務に加え、自治体の事務も対象にしていく。

② 研修の充実

担当職員に対して、上記①で構築したシステムの効果的な活用方法を含めた研修を実施する。また、制度執行を担当する自治体職員に対しても、これらの研修を提供することで、自治体も含めた、システムの活用促進を図り、産業保安行政全体のデジタル化を推進する。

③ 重大事故及び法令違反の件数等を毎年公表

重大事故や法令違反の件数等を毎年取りまとめて公表するとともに、年度末の審議会等の場でこれを報告することとし、これら基礎情報に誤りがないよう徹底する。

※1・・・具体的には、高圧ガス保安法上の認定事業所について、法令違反件数の内訳と、高圧ガスに係る重大事故のグラフの作図に誤り。

※2・・・産業保安法令（高圧ガス、電気、ガス等）に関する電子申請システム

※3・・・ただし、システム開発には一定の時間を要すことから、重大事故だけではなく、法令違反についても、内部管理用の統合的なデータベースを構築。8